

第20回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第20回定例会 平成30年11月30日

開会 14時 閉会 15時08分

出席委員 (23名)	会長代理	依田繁二	13	小山肇治
	1	山崎正勝	14	依田隆喜
	2	白倉令子	15	小林健治
	3	小川高史	16	青木二巳
	5	小山睦夫	17	小林勝元
	6	片十郎	18	清水洋
	7	成山喜枝	推進	花岡幹夫
	8	齊藤敏彦	推進	荻原薫
	10	柳澤多久夫	推進	佐藤富士夫
	11	荒木稔幸	推進	竹内芳男
	12	渡邊幹夫	推進	渡邊重昭

欠席委員 会長 小林茂徳

議事録署名委員 8 齊藤敏彦 10 柳澤多久夫

出席職員 (5名)	農業委員会事務局	
	事務局長	関 博一
	事務局次長	織田 秀雄
	事務局	滝澤 友一郎
	事務局	笠井 昌鷹
事務局	田中 章子	

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について

第3回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局次長

ただ今より第20回農業委員会定例総会を開催します。なお、会長は本日、公務のため東京へ出張しており欠席です。それでは会長代理、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。ただ今事務局から話があったように、会長は昨日から出張という事で、私が議長を代行します。今年も残すところあと一ヶ月となりました。11月を振り返り、私と委員の皆さんの動向をまとめてみると、1日には茨城県城里町の農業委員会が東御市に視察に参りました。2日は環境審議会、7日は県大会へ皆様にご出席していただきました。21日は役員会、22日は行政改革審議会、25日は空き家対策が5地区に分かれて行なわれました。27日は農業振興審議会が行なわれ、申請現場を回り審議しました。29日はまちづくり審議会に出席しました。以上です。

それでは本日の議事録署名委員の指名につきまして、8番の齊藤委員と10番の柳澤委員をお願いします。

議事に入ります。最初に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案書の2ページをご覧ください。農地法第3条の申請について説明します。

まず番号1、〇〇です。地図の1ページをご覧ください。場所は国道18号線の〇〇の農地です。譲渡人は〇〇にお住まいの方、譲受人は〇〇にお住まいの方です。譲受人は農業規模の拡大をするものです。クルミやキウイの栽培をします。譲受人の自宅からも近く、隣接地には所有している畑がすでにあり、集約して耕作していくという事も踏まえ、問題ないと判断しました。

続いて番号2、〇〇です。場所は〇〇の西にある農地です。〇月に買受適格証明の交付で審議した案件ですが、競売において入札となったため、所有権移転するにあたり、申請がありました。譲受人は〇〇にお住まいの方です。農業規模を拡大したいとの事です。ブドウを作付けします。譲受人の自宅から近いため、問題ないと判断しました。

続いて番号3、〇〇です。場所は〇〇の集落内の農地です。これも〇月に買受適格証明の交付で審議した案件で、競売において入札となったため、所有権移転するにあたり、申請がありました。野菜を作付けする予定です。譲受人の自宅の隣地なので、問題ないと判断しました。

続いて番号4、〇〇です。場所は県道真田東部線近く、〇〇と〇〇の境界付近の農地です。譲渡人は〇〇にお住まいの方、譲受人は〇〇にお住まいの方です。譲渡人の妹の夫が譲受人になります。譲受人はこれまで譲渡

きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号3の案件につきまして、同じく荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員

お願いします。この物件も競売です。浅間サンラインを〇〇方面へ向かうと、〇〇の前に〇〇の信号があります。この信号を南に〇〇メートルほど下ると、右側に〇〇があります。ここを東に〇〇メートルほど行った所に譲受人の〇〇さんの自宅があります。自宅の前の道路を挟んで、〇〇さんの作業小屋があります。その建物の南側に申請地があります。〇〇さんはご夫婦で〇〇栽培を積極的になさっていて、規模拡大のために購入する事になりました。自宅の隣地の農地なので問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号4の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員

それでは地図の4ページをご覧ください。真田東部線を地図の上の方に行き、上信越自動車道をくぐった右側に〇〇の営業所があります。上信越自動車道をくぐる前の十字路を、右に少し入った所に申請地があります。譲受人の〇〇さんの奥さんのお兄さんが、譲渡人の〇〇さんです。すでに〇〇年ほど前から〇〇さんが耕作されていましたが、この度、贈与という形で譲り受ける事になりました。今は娘さんが耕作しています。引き続き野菜などを耕作していきたいとの事です。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号5の案件につきまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

よろしくお願いします。地図の5ページをご覧ください。申請地は〇月の総会で、同じく譲渡人の〇〇さんから5条申請があった農地のすぐそばです。〇〇の〇〇区内にあり、〇〇のすぐそばです。譲渡人は〇〇の〇〇に入所している〇〇さんです。今回も前回と同じ理由、又は農地縮小という事です。譲受人の〇〇さんは〇〇の方で、〇〇さんの自宅を譲受人の息子さんである〇〇さんが購入したという事から、隣地である農地も購入する事になりました。耕作は夫の〇〇さんと息子さんが主に耕作するとの事です。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第4条の規定による許可申請について、説明します。議案書の3ページをご覧ください。地図は6ページ、7ページです。〇〇です。場所は〇〇です。東に進行すると〇〇になる農地です。追認の案件です。申請者は〇〇年ほど前から〇〇施設、〇〇年ほど前からは物置としてこの農地を使用してきました。この度、〇月の5条で審議いただいたのですが、隣接地の農地に住宅を新築するという事もあり、このタイミングでこの農地を転用するものです。第1種農地ですが、集落に接続しているという事で、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。第4条の案件につきまして、渡邊重昭委員より説明をお願いします。

渡邊委員

それでは地図の6ページ、7ページをご覧ください。この案件は〇月5条で〇〇さんの孫娘の夫が、申請地の隣の農地を宅地に転用する申請がありましたが、その隣地を4条で宅地に転用する申請です。地番〇〇、地番〇〇、地番〇〇は、孫娘の住宅を建てるために地番〇〇を分筆したもので

す。地番〇〇にはもともと小屋があり、現況は宅地になっていたため、今回追認という形で転用申請が出されました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。4条の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。4条の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書の4ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

まず番号1です。〇〇外〇筆です。地図の8ページ、9ページをご覧ください。場所は〇〇集落内の農地です。農地へ行く通路の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇にお住まいの方です。自己所有農地である地番〇〇に行くための通路がないため、当該申請地を買い受け通路用地とするものです。当該地は農業振興地域ですが、農振除外についてはその周囲の状況等により、通路であっても農地として扱っても差し支えないとされているので、農振除外せずに5条許可は可能という事で、転用はやむを得ないと判断しました。

次に番号2、〇〇です。〇〇北東にある農地です。家庭菜園の申請です。譲渡人、譲受人ともに〇〇にお住まいです。譲受人はこの農地の隣地に住んでおり、モロコシ、ジャガイモなどの野菜を栽培する予定です。第1種農地ですが、集落に接続しているという事で、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号3、〇〇外〇筆です。場所は〇〇の西にある農地です。住宅建築の申請です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇で借家住まいをしている方です。譲受人は子供も生まれたので、住環境の良い当該地に住宅を建てるという事です。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号4、〇〇です。場所は〇〇の東の農地です。住宅敷地、家庭菜園の申請です。譲渡人は〇〇にお住まいの方、譲受人は〇〇で借家住まいをしている方です。譲受人は子供が増えて手狭になった事から住宅を購入し、その宅地に隣接する農地を庭にするため、また、経営している飲食店に出すための野菜を栽培するために家庭菜園に転用するものです。準工

業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号5、〇〇外〇筆です。場所は〇〇の南にある農地です。住宅建築の申請です。貸付人は〇〇の方、借受人は〇〇のアパートで借家住まいをしている方です。借受人はアパートが手狭になったので、住宅を建てるという事です。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

次に番号6、〇〇です。場所は〇〇の東の農地です。住宅と駐車場敷地の申請です。借受人、貸付人ともに〇〇の方です。譲渡人と譲受人は親子です。住宅を建て、自動車を〇台駐車する駐車場にするものです。第1種農地ですが、集落に接続しているという事で転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件について、花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員

それでは説明します。地図の8ページ、9ページをご覧ください。県道東部望月線にある〇〇から、北に〇〇メートルほど入り、突き当りを右に曲った所に申請地があります。公図をご覧ください。地番〇〇は4月の総会で、今回の譲受人である〇〇さんから〇〇さんに所有権移転された土地です。隣にある〇〇さんの畑への出入りは、こちらからしていました。しかし、〇〇さんの住宅が建てられると出入りができなくなります。そこで譲渡人である〇〇さんの農地の一部を譲り受けて、畑への通路を確保する事にしました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号2の案件につきまして、小川委員より説明をお願いします。

小川委員

それでは説明します。地図の10ページ、11ページをご覧ください。場所は〇〇から東御婦恋線を〇〇方面へ〇〇メートルほど上がった所です。譲渡人と譲受人は兄弟です。今回、譲受人の自宅の前にある農地を家庭菜園として使いたいという事で、贈与をする事にしました。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続いて番号3の案件につきまして、小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員

よろしくお願いします。地図の12ページ、13ページをご覧ください。〇〇の西のはずれの細い道を、南に〇〇メートルほど入った所が申請地です。〇〇にお住まいの〇〇さんが、住宅と駐車場を作りたいという申請です。譲受人の〇〇さんは、子供が生まれ住環境の良い場所を探していました。譲渡人の〇〇さんは、父親から畑を相続していましたが、耕作せずにいたので、今回、譲受人の求めに応じる事にしました。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続いて番号4の案件につきまして、同じく小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員

お願いします。地図の14ページ、15ページをご覧ください。場所は国道18号線の〇〇の信号近くにある〇〇の〇〇から、南に〇〇メートルほど下った所です。譲受人の方は〇〇の方で、〇〇の〇〇で〇〇を営んでいます。子供も増え、借家住まいも手狭になったので、家族のために庭のある住宅を探していたところ、今回の申請地隣にある地番〇〇の住宅を購入する事になりました。申請地の畑も購入し、家庭菜園として利用するそうです。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

それでは、私から質問します。譲受人の〇〇さんは、永住権は持ってい

るのですか。

事務局 添付された住民票の在留資格の欄には、永住者とあります。また、奥さんは日本人です。

議長 わかりました。
ほかにございますか。
特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。
続いて番号5の案件につきまして、依田委員より説明をお願いします。

依田委員 地図の16ページ、17ページをご覧ください。〇〇の〇〇の東に、〇〇の交差点があります。〇〇メートルほど南に下ると、〇〇の〇〇があります。申請地は道路を挟んだ西側です。譲受人の〇〇さんは現在、〇〇のアパートにお住まいです。手狭になったので、譲渡人の〇〇さんをお願いし、申請地を借りる事になりました。周囲も宅地が増えているので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 使用貸借権設定で永年とは、どのように理解すればいいのですか。

依田委員 説明不足でした。譲受人と譲渡人は義理の親子です。

議長 渡邊委員は他人と思いき質問されましたが、義理の親子という事なので、問題ないと思われま。よろしいでしょうか。

渡邊委員 はい。

議長 ほかにございますか。
特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号6の案件につきまして、清水委員より説明をお願いします。

清水委員

地図の18ページ、19ページをご覧ください。〇〇から約〇キロメートル上った所に〇〇があります。そこを左に〇〇メートルほど行くと、〇〇があります。その先を〇〇メートルほど行き、右に〇〇メートルほどの所が申請地です。譲受人の〇〇さんは現在申請地の近くの借家に住んでいますが、家賃の支払いを考えたら、家を建てるローンの支払いができると考え、今回の申請になりました。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。その前に、この案件について〇〇委員が該当しているので、一時退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

それではお願いします。

事務局

農用地利用集積計画の11月分について説明します。資料の6ページから7ページは通常の利用権設定です。14件、27筆で、合計は29,970平方メートルです。内訳は田が6,741平方メートル、畑が23,229平方メートルです。新規5件、再設定9件です。続いて8ページは農地中間管理機構を利用した集積計画です。こちらは2件、3筆、合計が4,994平方メートルです。以上です。

議長

ありがとうございました。3号議案についてご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(小川委員挙手)

小川委員、どうぞ。

小川委員

7ページの10番の案件の、借地人の耕作面積が少ないように思うのですが。

事務局 貸借の更新が一時的に切れてしまっているという可能性もあります。また、利用権設定をされずに耕作地を借りている場合もあると思うので、もしそういう事があったら、事務局へお知らせいただければ、調査したいと思います。

議長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。
(青木委員挙手)
青木委員どうぞ。

青木委員 9番の、〇〇と〇〇は兄弟での経営ですが、なぜ利用権設定をするのですか。

事務局 〇〇の社長の話では、〇〇という別会社が事業を行ない耕作するとの事です。

議長 あくまでも別会社の間での契約という事です。よろしいでしょうか。ほかにご質問はございますか。
(渡邊幹夫委員挙手)
渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 農地中間管理機構への貸し付けは原則10年と聞いていますが、5年でもいいのですか。

事務局 基本的に原則10年は変わっていません。ただし、条件付きで3年、5年が、平成29年度から認められるようになりました。貸借は皆さんが必ずしも10年で貸したいわけではないという事で、利用集積を進める目的で、例外的に認める事になりました。今回の番号2の方が5年になっていますが、この農地は未相続地になっていて、過半の合意だと5年間しか貸借ができません。地権者の全員の同意がなければ、10年の貸借はできないという事です。

渡邊委員 わかりました。

議長 ほかにございますか。
(齊藤委員挙手)

議長 齊藤委員どうぞ。

齊藤委員 農地利用集積計画の1番の方は、リンゴ栽培で間違いはないですか。

事務局 借人の〇〇さんは、〇〇で〇〇を集積しています。今回の場所は、その集積した畑の隣接地になっています。将来的には〇〇だけではなくリンゴを栽培し、行く行くはシードルも作り、生食も出荷したいという希望を持っています。

齊藤委員 わかりました。

議長 ほかにございますか。

ないようですので裁決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員入室)

続いて、第3回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局 よろしく申し上げます。申請者は〇〇です。目標とする営農類型は、水稲とその作業受託です。経営改善の方向の概要については、水稲、作業受託を主体とした経営、規模拡大を目標にし、品質の良い米の作付けを行ないたいとの事です。経営体の農業所得の目標は〇〇円、主たる従事者の動労時間は、現状と目標が同じで〇〇時間です。農業経営規模の拡大に関する目標は、水稲については現状、作付面積〇〇a、生産量〇〇t、販売出荷量〇〇tのところ、目標は作付面積〇〇a、生産量〇〇t、販売出荷量〇〇tです。ソバについては現状、目標共に同じで、作付面積〇〇a、生産量、出荷量共に〇〇kgです。作業受託については、〇〇aの水田を〇〇人で作業しています。作目・部門別合理化の方向については、機械、設備が老朽化している現状で、目標は新機種導入で作業能率をあげ、作業時間の短縮を図ります。現在の経営管理については、税理士による決算で滞りなく行なわれています。目標は経営の分析をしていきたいとの事です。農業従事態様等の改善目標については、週〇〇時間を目標としています。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当の小林健治委員より補足説明をお願いします。

小林委員 〇〇は2代目の認定農業者です。初代は以前農業委員をされた〇〇さんです。当初から地域の中心的な担い手として活躍していました。2代目の

〇〇さんが法人化し、経営の合理化をし、規模拡大をしてきました。それにより経営も順調なようです。これからも地域の代表として活躍してもらいたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

議長

ありがとうございました。ご意見がありましたら出してください。

それでは、今後も地域の代表として、頑張っていたきたいと思います。

それでは本日の議事は終了します。全体で何かご質問等ありましたら出してください。

ないようですので、以上を持ちまして議事を終了します。